

(起立全員)

○内谷邦彦議長 起立全員であります。

よって、議案第47号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

総務常任委員会審査報告

○内谷邦彦議長 次に、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

鈴木一則総務常任委員長。

(鈴木一則総務常任委員長登壇)

○鈴木一則総務常任委員長 おはようございます。

令和7年9月市議会定例会におきまして、総務常任委員会に付託になりました議案3件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月11日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第48号 字の区域及び名称の変更について申し上げます。

本案は、国土調査法に基づく地籍調査事業実施区域（今泉及び河井の各一部）の字の区域及び名称の変更を要するため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、この議案の議決の字の変更が確定するまでの手順はどうなるのかとの質疑がなされ、農林課長からは、今年の12月に地籍図・地籍簿の閲覧を地元の集会施設等で行い、来年の7月に国、県に承認・認証の申請をし、9月頃に認証の通知が届く予定である。10月頃に法務局へ地籍図・地籍簿を送付し、来年の12月に登記完了となるとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、来年の12月に確定することを想定して、この9月定例会に提案してい

るのか、もっと早く提案できないかとの質疑がなされ、農林課長からは、毎年このような日程で提案しているが、今後検討してまいりたいとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号 長井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、仕事と生活の両立支援の拡充による関係法令の改正に伴い、所要の改正を行うため、提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号 長井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、仕事と生活の両立支援の拡充による関係法令の改正に伴い、所要の改正を行うため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、給与や共済組合の掛金、また、退職手当に影響があるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、育児休業については、給与の減額となるが、その分は共済組合から一部補填されることになる。共済組合の掛金は育児休業期間中は全額免除となり、退職手当は勤務期間から取得期間に一定の率を掛けて除算することになるとの答弁を受けたところあります。

さらに、委員からは、夫婦共に職員の場合は、それぞれ部分休業を取得できるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、それぞれ部分休業を取得できているとの答弁を受けたところあります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○内谷邦彦議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第6、議案第48号 字の区域及び名称の変更についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

日程第6、議案第48号 字の区域及び名称の変更についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○内谷邦彦議長 起立全員であります。

よって、議案第48号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第49号 長井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

日程第7、議案第49号 長井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内谷邦彦議長 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、議案第50号 長井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたしま

す。

日程第8、議案第50号 長井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内谷邦彦議長 異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○内谷邦彦議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

鈴木 裕厚生常任委員長。

（鈴木 裕厚生常任委員長登壇）

○鈴木 裕厚生常任委員長 令和7年9月市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月16日に開催し、委員出席の下、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第51号 長井市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、介護給付に係る償還金返還に伴い、所要の改正を行うため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、令和6年度より令和7年度の会計はさらに厳しいものになると思われ、償還金を繰越金で支払えないということが起こり得ると感じるが、その影響はとの質疑がなされ、福祉あんしん課長寿介護・地域包括